

○厚生労働省告示第二百十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第七十号）及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号口中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に改める。

第二号イ中「又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法施設支援（通所によるものを除く。）」を削り、「第十七条第一項第一号」を「第十七条第一号」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に、「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。

○厚生労働省告示第二百二十七号

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

一　イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。  
イ　平成十八年十月一日において（一）又は（二）に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、（一）又は（二）に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援

を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

- (一) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従業者

(二) 法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター（以下「精神障害者地域生活支援センター」という。）の従業者

口

(一) (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) 児童福祉法第十二条第二項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者福祉法第十二条第

二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条  
第一項に規定する福祉に関する事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者  
(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施  
設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福  
祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条  
第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三  
十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年  
法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設  
」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の  
従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支  
援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及  
び技術を修得したと認められる者、トに掲げる資格を有する者並びに(一)から(三)までに掲げる從  
事者及び従業者である期間が一年以上の者に限る。）

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの  
、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な

知識及び技術を修得したと認められるもの、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間

- (一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- (二) 障害福祉サービス事業、児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又是これに準ずる者
- (三) 健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一

項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

二 ハの(一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

ホ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センター又は同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイからニまでのいずれかに該当する者であつて、イからニまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定める以上のもの又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃

止する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。）の別表第一に定める以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、イからニまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

イ 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定める以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ロ 旧相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、旧告示の別表第二に定める以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ハ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行つた相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める以上のものに限る。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に研修の受講を開始し同日以降に修了したものと含む。）

ニ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行つた相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつこの告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（適用日前に研修の受講を開始し適用日以降に修了したものと含む。）

別表第一

区分 講義	科 目	時間数	時 間 数
			二
自立支援協議会に関する講義	障害福祉の動向に関する講義 地域生活支援事業に関する講義 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義		

別表第二

区分	科	目	時間数	
講義	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義			
演習	ケアマネジメントの手法に関する講義			
合	地域支援に関する講義			
合	ケアマネジメントプロセスに関する演習			
計				
三一・五	一一	六	八	六・五

○厚生労働省告示第二百二十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十七条の十三第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、別表の上欄に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

入所給付決定保護者の区分

	額
一 次項に掲げる者以外の者	
二 令第二十七条の十三第一項第四号に掲げる者	五万円

平成二十七年三月三十一日までの間は、別表の一の項中「第二十七条の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十三第一項第二号又は第四号」とする。

附 則

○厚生労働省告示第二百二十九号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項第三号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる入所給付決定に係る障害児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

入所給付決定に係る障害児の区分		額
一 十八歳未満の者	二 前項に掲げる者以外の者	
一万五千円	三万四千円	

○厚生労働省告示第二百三十三号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表1の障害児相談支援費の注5に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第一百八十九号）第一条に規定する奄美群島

- 三 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定され

## た特別豪雪地帯

- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島